

1 関係者の立場

県知事：特措法の基本方針にしたがって責任を果たす。この責任とは？

処理責任は、国が果たす。福島制約論はとらない。

(2013年12月5日知事発言)

環境省 有識者会議で了承いただいた各県で候補地を選定するためのベースとなる基本的な案に加え、栃木県の地域の実情を踏まえた栃木県における選定手法について、栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議(以下、「市町村長会議」という。)での議論を踏まえ、国が責任を持って決定する。その上で、当該選定手法に基づき選定作業を行うこととする。(「栃木県における指定廃棄物の処分場候補地の選定手法・提示方法等(案)」2013年12月24日)

【資料】

基本方針： ①国は、既存の廃棄物処理施設の活用について、引き続き検討を行いつつ、今後3年程度(平成26年度末)を目処として、指定廃棄物が大量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場など(福島県において10万Bq/kg超の指定廃棄物は中間貯蔵施設)を確保することを目指す

②指定廃棄物の最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置し、その設置場所は、必要な規模や斜度を確保し、土地利用の法令上の制約がなく、最終処分場建設に適している候補地を、国有地の活用を含め、都道府県毎に複数抽出。その後、複数の候補地の中から現地調査などにより立地特性を把握した上で、国が立地場所を決定

③国は、最終処分場が設置されるまでの間、当面、焼却、乾燥、熔融などの中間処理を行い、保管の負担を軽減。農林業系副産物(稲わら、牧草など)は、既存の焼却施設で焼却出来ない場合、仮設焼却炉等を設置

2 指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針 (2013年2月25日)

【資料】 (1)市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成

県と協力して、県知事と県内の市町村長が参加する会議(〇〇県指定廃棄物処理促進市町村長会議(仮称))を設け、以下の事項などについて意見交換を行い、指定廃棄物の処理に向けた共通理解を醸成する。

1 指定廃棄物の発生・保管のひっ迫状況

2 最終処分場等の必要性

3 最終処分場等の内容・安全対策

4 最終処分場の候補地の選定手順、評価項目、評価基準及び選定結果の提示方法

選定作業の実施にあたっては、選定作業の進捗状況を共有し、県や市町村の協力を得ながら選定を進める。また、上記の会議を通じて、地域の実情に応じて考慮すべき事項についても十分な配慮を行う。

3 指定廃棄物最終処分場等有識者会議

(1) 検討事項 上記を踏まえ、以下の事項について検討を行う。

①最終処分場等の安全性の確保に関する考え方 ②最終処分場等の候補地の選定手順、評価項目・評価基準 ③候補地の詳細調査の方法 ④候補地の選定に係る調査等の結果に関する評価 ⑤その他、放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する事項

(2) 第7回指定廃棄物処分場等有識者会議議事録より

○米田委員 最初に、聞き逃したかもしれないのですが、この総合評価方式での評価のとき、最後、詳細調査を行う候補地を選定する数というのは、これは最終的には、この段階では幾つぐらいを想定されているんでしょうか。

○山崎課長補佐 まず詳細調査を何力所で行うのかというのは、今後市町村長会議でのご意見も伺いながら決めていきたいというふうに考えております。

○米田委員 分かりました。ですから、特に現段階では、例えば同点だったらどうかとか、そういうことは考える必要なしに、ある程度調査、まあ有効に調査できる数の選定を行う、そういうふうに仮定してよろしいですか。

○山崎課長補佐 そうですね。また、その数も、1力所なのか数力所なのか、県によっても違いが出てくるかと思いますが、そのように考えていただいて結構だと思います。

○田中座長 はい。総合評価でランキングをして、1番目だけを詳細調査するか複数するかというのは各県で決めていただくと、こういうことですか。

○山崎課長補佐 県で決めていただくというよりは、意向を踏まえてわれわれのほうで判断したいと考えています。

(3) 2013年3月16日 第1回指定廃棄物処分等有識者会議で、矢板、高萩が強い反対をしている、①スケジュールが遅れている、②前政権下の取組を検証し、③選定プロセスを見直すことを目的とする、としている。以下、同会議で提示された資料より

➤ 検証結果と今後の方針

検証結果

- ①選定作業の実施や選定結果の共有にあたり、市町村との意思疎通が不足
 - ・選定作業において、県や市町村の協力が不可欠
 - ・選定作業や結果の共有にあたり、意思疎通が不足
- ②候補地の提示にあたっての詳細な調査、専門的な評価の不足
 - ・安全性に対する地元の十分な理解が得られていない
 - ・安全性に係る詳細調査や専門家による評価が不足
- ③各県の状況を踏まえた対応が不十分
 - 県や市町村と施設の内容・安全性等について情報共有した上で、協力要請や意向の聴取を行うなど、各県の状況を踏まえた対応を行うべき

今後の方針

- ①市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成
 - ・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成
 - ・地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。
- ②専門家による評価の実施
 - ・3月に専門家で構成される検討会を立ち上げ
 - ・施設の安全性の確保に関する考え方の議論
 - ・候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論
- ③候補地の安全性に関する詳細調査の実施
 - 候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価

➤ 今後の取組

- ・直ちに宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県を訪問して協力要請。県の協力を得て市町村長会議を開催。
- ・速やかに専門家会議を立ち上げて、安全性の確保に関する考え方の議論を開始。
- ・県や市町村との意見交換等を重視して、手順を踏んで着実に前進できるよう全力で取り組む。

【検討についての方針】

1 安全等の確保 適切な構造の施設を設置し、適切に維持管理することにより、基本的には安全な処分が可能である。しかしながら、安全な処分に支障を及ぼすおそれがある地滑り等の災害の危険性がある地域は、候補地から除外すべきと考えられる。

また、貴重な自然環境や文化財が存在する地域についても、候補地から除外すべきと考えられる。

2 地域の理解や地域特性への配慮 安全の確保という観点からは、1の災害の危険性がある地域を除いた地域において施設の設置が可能である。他方、施設の設置に当たっては地権者、地元自治体、周辺住民といった関係者の理解を得ることが極めて重要である。既に関係者の理解が得られている場所がある場合は、その場所を候補地とすればよいが、現時点ではそのような場所が存在していないので、より安心感が得られる場所など、理解が得られやすい場所を候補地として選定することが適切と考えられる。

3.安全等に関する事項について

1 適切な構造の施設を建設することを前提としつつも、安全な処分に支障をきたすおそれのある、地滑り、地震、洪水、津波等の自然災害の危険性がある地域については、候補地から排除する地域として、評価項目としてはどうか。

2 具体的に、どのような災害に着目し、排除すべき地域として何を選定すべきか。

3 処理施設において、十分な排ガス・排水等の排出防止対策などの適切な維持管理が行われ、周辺の環境への影響を小さくすることを前提としつつも、施設の存在そのものが、貴重な自然環境の保全や文化財の保護に支障を与える地域については、候補地から排除する地域として、評価項目としてはどうか。

4.安心等の地域の理解を得るために重要な事項等について

1 施設の設置が可能な安全の確保されている地域の中でも、施設の設置にあたって地元関係者の理解を得るため、地元関係者のより安心感の得られる場所など理解が得られやすい場所を選定すべく、自然的条件、社会的条件ごとにランク分けしたうえで点数付けを行う優先度基準を設定し、評価項目としてはどうか。

2 具体的に、どのような項目を選定し、項目毎にどのような基準を設定すべきか。

3 市町村長会議で議論頂いた結果、地域特性に配慮して設定すべき事項がある場合は、候補地の選定における検討に加えてはどうか。

3 国は「県指定廃棄物処理促進市町村長会議」の意見をどのようにみているか
第1回のみとめ（栃木県分）

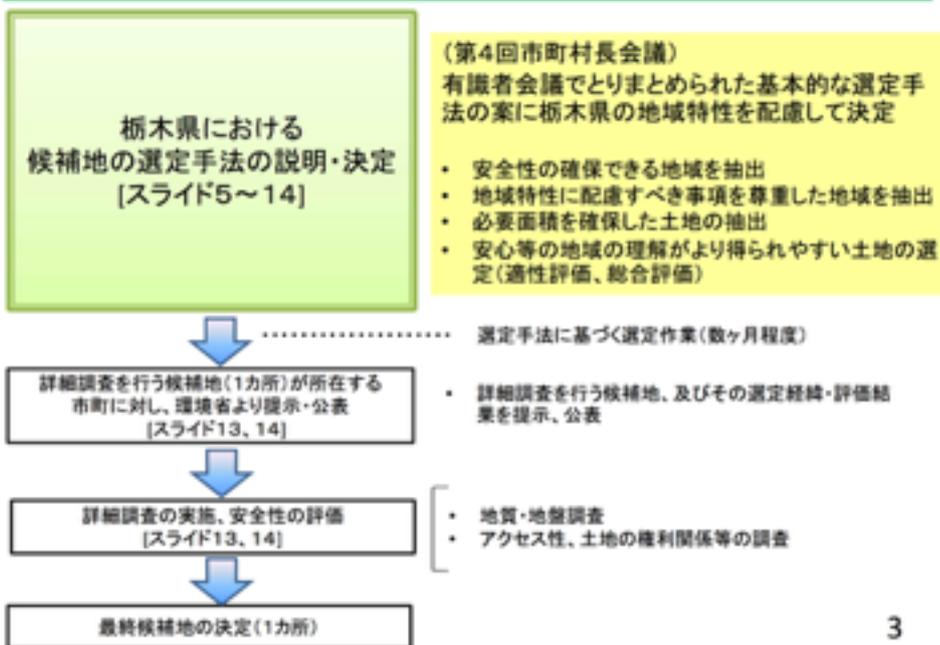
各県毎の処理の基本方針を見直すつもりはないのか。

保管に困っており、国が速やかに候補地選定を急ぐこと。

第3回については、県外処分等について言及している

(3) 栃木県における指定廃棄物の処分場候補地の 選定手法・提示方法等について (概要版)2013年12月24日

(1) 今後の候補地選定の進め方



3

(2) 候補地の選定手法(安全等の確保に関する事項)

■基本的な考え方

- 前提として、適切な構造の施設を建設。国が長期にわたり維持管理を実施。
- 安全な処分に万全を期すため、自然災害のおそれがある地域を除外
- 施設の存在そのものが、貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域を除外

■避けるべき地域

(a) 自然災害を考慮して避けるべき地域

地形・地盤に起因する自然災害を考慮

地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震(活断層及びその近傍)津波、火山噴火、陥没

(b) 自然環境を特に保全すべき地域

特に保れた自然環境の保全に及ぼす影響を考慮

自然公園特別地域、自然公園普通地域(国立、国定公園)自然環境保全地域特別保護地区鳥獣保護区特別保護地区など

(c) 史跡・名勝・天然記念物等の保護地域

歴史上または学術上価値の高い遺跡等の保護に及ぼす影響を考慮

史跡・名勝・天然記念物の所在地

(5) 候補地の選定手法(安心等の地域の理解がより得られやすい土地の選定)

■基本的な考え方

- 生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度及び指定廃棄物の保管状況からみて候補地として望ましい土地を選定
- これまでの市町村長会議での議論やアンケート結果を踏まえて、栃木県における地域特性として配慮すべき事項として、総合評価における指定廃棄物の保管状況は重み付けを1/2とする

■評価項目と評価基準

(1)生活空間との近接状況	1) 住居のある集落との距離 <ul style="list-style-type: none">住居のある集落(住民が居住する建物)と候補地の距離で評価住居のある集落:500mメッシュで整理された人口データ(国勢調査)において、人口が1名以上記録されているメッシュ内の建物を指す
(2)水源との近接状況	2) 水利点(水道・農業)との距離 <ul style="list-style-type: none">水道用水と農業用水を取水している表流水や伏流水を対象とした水利点から候補地までの距離で評価地下水については、水道水源となっている場合には、取水施設から候補地までの距離で評価
(3)自然度	3) 植生自然度(1~10段階) <ul style="list-style-type: none">自然度の低い方が候補地として高評価。
(4)指定廃棄物の保管状況	4) 指定廃棄物の保管量 <ul style="list-style-type: none">指定廃棄物の保管の有無や保管量を比較して評価広域的な公共事業(上下水道、ごみ処理)から発生する指定廃棄物は、当該指定廃棄物を保管している市町村だけでなく、受水・排出している市町村に応分の割り戻しを行う <p>※8,000kg/kg超の未指定の廃棄物の保管量を含む</p>

年表

2011.8.30			特措法公布
11.11			特措法基本方針：圏内処理
2012.1.1			特措法施行
3.30			環境省：「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表し、原子力災害対策本部に報告。発生量が多く保管がひっ迫している県で、国が最終処分場を整備する方針を示す。また、平成26年度末迄の施設整備スケジュールを示す。
4.1から5.30			環境省：8,000Bq/kgを超える廃棄物の発生量が多く保管がひっ迫している宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県に対して候補地選定の協力を要請。
			候補地の選定手順、評価項目及び評価基準等について、県の意見を聴いてとりまとめ、候補地の選定作業を開始。
7.19			市町村担当課長会議を開催して、選定手順、評価基準、提示方法について説明：市町村からも特段の意見なし、と環境省は記載する。
8.20			環境省の災害廃棄物安全評価検討会(公開)において、最終処分場の構造・候補地の選定手順等を説明。
9.3			栃木県及び矢板市に候補地を提示。
2013.2.25			「指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針」を公表。
2.25～28			5県知事に対し、これまでの経緯の検証結果と今後の方針を報告し今後の協力について要請。
3.16			第1回指定廃棄物処分等有識者会議：矢板、高萩が強い反対をしている、スケジュールが遅れている、前政権下の取組を検証し、選定プロセスを見直すことを目的とする、と資料に記載。
2013.4.5			県指定廃棄物処理促進市町村長会議 参考資料
4.22			第2回指定廃棄物最終処分場有識者会議
5.17			第1回県指定廃棄物処理促進副市町村会議（県指定廃棄物処理促進市町村長会議で知事から提案）市町村長会議のワーキンググループとしての位置 ・資料1 ・資料2 ・資料3 ・資料4
5.21			第4回指定廃棄物処分等有識者会議：候補地の選定手順案について了承
5.27			第2回県指定廃棄物処理促進市町村長会議 資料1 ・ 資料2 ・ 資料3
8.5			第2回県指定廃棄物処理促進副市町村会議 ・資料1 ・ 資料2
8.27			第3回 県指定廃棄物処理促進市町村長会議 ・資料1 ・ 資料2
10.4			第6回指定廃棄物処分等有識者会議：各県で候補地を選定するためのベースとなる基本的な案をとりまとめ
11.1			第3回 県指定廃棄物処理促進副市町村会議 資料1 ・ 資料2
12.5			知事発言
12.24			第4回 県指定廃棄物処理促進市町村長会議 選定手法確定 資料1 ・ 資料2
2014.7.29		午後1時頃 明日（30日）、環境省副大臣が町長を訪問したい旨を伝えられる。	